

令和2年度労働保険年度更新のお知らせ

令和2年度の労働保険年度更新の申告納付は

6月1日（月）から8月31日（月）までに
お願いします。

* 令和2年厚生労働省告示第207号により、年度更新期間が延長されました。

法定期間内に申告・納付の手続きが行われない場合には、政府による労働保険料等の認定決定が行われる場合があり、通常ご負担いただく必要のない追徴金が課されることもありますので、必ず期間内にお手続きをされるようお願いいたします。

<年度更新に関するお問合せ先>

年度更新コールセンター 0120-560-710（フリーダイヤル）

受付期間：令和2年5月29日（金）から同年9月4日（金）

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで（昼の時間帯も含む）

<労働保険年度更新の手続のための集合受付会に関するお知らせ>

今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、「労働保険（労災保険・雇用保険）料の申告書の受付と記入方法についての集合受付会」を行いません。

また、申告書の提出は可能な限り「郵送」・「電子申請」にて提出いただくよう、ご協力をお願いします。

※申告書の受付・記入方法などの説明は三重労働局労働保険徴収室、県内各労働基準監督署で随時行っていますのでご利用ください。

<電子申請による手続き>

労働保険の年度更新手続きは、会社や自宅のパソコンで電子申請を行うことができます。

電子申請を行うことで、労働局・監督署・安定所の窓口に行く必要がなくなり、移動費用や人件費などのコストの削減につながります。

（電子申請・電子納付お知らせページ <https://www.e-gov.go.jp/>）
でご案内しています。

詳細につきましては、三重労働局 労働保険徴収室（059-226-2100）・各労働基準監督署にお問い合わせください。